

記入例（保証金供託の場合）

必ず「第七号様式」を使用

第七号様式（第十六条関係）

(A4)

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結
の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

令和●●年 4月 ●日

届出時の免許証番号 東京都知事(●)第●●●●号
商号又は名称 新宿不動産株式会社
郵便番号 ●●●-●●●●
主たる事務所の所在地 東京都●●区●●町●丁目●番●号
氏名 新宿 太郎
電話番号 ●●-●●●●-●●●●
ファクシミリ番号 ●●-●●●●-●●●●

東京都知事 殿

記

該当する基準日を記載
4月の届出：3月31日
10月の届出：9月30日
⇒ 添付書類に記載の基準日と一致する。

1 基準日

令和●●年 3月 31日

2 住宅販売瑕疵担保保証金の供託について

2-1 1の基準日前6月間に引き渡した販売新築住宅について

(1) 販売新築住宅（その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅又は令第6条第1項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数

供託に係る新築住宅の戸数（「床面積55㎡以下の住宅の戸数」及び「共同分譲により引き渡した戸数」を除く。）

イ 800 ㊦

(2) ①その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅（令第6条第1項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数

新築住宅のうちで床面積55㎡以下の新築住宅の戸数（共同分譲による戸数を除く。）

ロ 60 ㊦

② 令第11条第3項の算定特例適用後の戸数（ロ × 0.5）

ハ 30 ㊦

(3) ①令第6条第1項に規定する販売新築住宅（その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅を除く。）の戸数

共同分譲により引き渡した新築住宅の戸数（55㎡以下の戸数を除く。） → **ニ 137** (ニ)

②令第6条第2項の算定特例適用後の戸数

令第6条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の 販売瑕疵負担割合の割合	令第6条第2項の 算定特例適用前 の戸数	令第6条第2項の算定特例適用後の戸数
5分の3	77	46.2
2分の1	60	30
合計戸数	ニ 137	ホ 76.2

注：負担割合ごとの合計戸数を記載
 自社の負担割合を記載。割合は「●%」と記載してもよい。
 特例適用前の戸数×負担割合

(4) ①その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅であって、かつ、令第6条第1項に規定する販売新築住宅であるものの戸数

55㎡以下で共同分譲により引き渡した新築住宅の戸数 → **ハ 200** (ハ)

②法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用後の戸数

令第6条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の 販売瑕疵負担割合の割合	法第11条第3項及び令第6条第2項の 算定特例適用前 の戸数	法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用後の戸数
4分の3	80	30
2分の1	120	30
合計戸数	ハ 200	ト 60

注：特例適用前の戸数×負担割合×0.5

(5) 住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

イ + ハ + ホ + ト = **チ 966.2**

2-2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

「1の基準日前10年間に届け出た戸数」+「チ」
 (初回の届出は「チ」と「リ」は同じ戸数) → **リ 3050.1**

2-3 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

10ページ「供託額の算定方法について」参照 → **262,004,000円**

2-4 金銭の供託 1の基準日までに供託した全ての供託状況（以下2-5、2-6についても同様）

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
東京法務局	平成●年●月●日	第●●●●号	174,000,000円
東京法務局	令和●年●月●日	第●●●●号	71,000,000円

